

- 問1 第一審や第二審の判決に不服がある場合、さらに上級の裁判所に裁判をやり直すよう求める手続きを何という？
- 問2 民事裁判の第一審判決に不服があり、第二審の裁判所へやり直しを求める手続きを何という？
- 問3 内閣が国会に対して行う、衆議院議員の任期満了を待たずにその地位を失わせる行為を何という？
- 問4 第一審の判決に不服があるとき、その判決に対して上級の裁判所に再度の審理を求める手続きを何という？
- 問5 参議院は慎重な審議を行うことから、よく何と呼ばれている？
- 問6 裁判所が他の国家機関から干渉されず、公平に法に基づいて判断を行う権利を何という？
- 問7 閣議を構成し、内閣の各部門の責任者として行政を担当する人たちを何という？
- 問8 内閣が天皇の国事行為に対して行う、形式的あるいは儀礼的な同意を与える行為を何という？
- 問9 誤判を防ぎ、慎重な裁判を行うために、同じ事件を3回まで裁判できる仕組みを何という？
- 問10 国民審査が任命後初めて行われるタイミングは、どの選挙と同時か？
- 問11 衆議院が内閣に対して、その職務の遂行を認められないと意思表示する決議を何という？
- 問12 国務大臣がその職務の執行について責任を負う、行政権を担当する組織を何という？
- 問13 衆議院が解散されている期間に、緊急の必要がある場合、参議院が内閣の求めに応じて開くことができる集会を何という？
- 問14 法律が有効になるために必要な、天皇が行う公的な周知の手続きを何という？
- 問15 刑事裁判において、裁判で有罪が確定するまでは、その人を罪人として扱わないという原則を何という？
- 問16 最高裁判所に対する申し立てにおいて、原判決の破棄を求める理由となる最大の根拠を何という？
- 問17 予算の議決において、衆議院と参議院の意見が一致しない場合に衆議院の議決が優先されることを何という？
- 問18 第一審の判決に対して不服がある場合に、その判決の取り消しや変更を求めて上級裁判所に申し立てることを何という？
- 問19 最高裁判所での第三審において、事実関係よりも憲法違反や判例違反の有無を主に審査する役割を何という？

答え合わせ・解説

問1	答え 上告	上告は、三審制における第三審（最高裁判所への申し立て）を指します。上告は、原判決が憲法に違反している場合や、過去の判例と判断が異なる場合などに限定して認められるのが原則です。
問2	答え 控訴	第一審の判決が出た後、一定期間内に「控訴」の手続きをとることで、第二審での裁判が行われます。控訴は、事実の認定が間違っていることや、法律の適用が不当であることなどを主張するために行われます。
問3	答え 解散	衆議院が内閣不信任決議を可決した場合などに、内閣は衆議院を解散することができます。解散されると衆議院議員は全員その地位を失い、その後40日以内に総選挙が行われます。これによって国民は、新しい議員を選び出し、政治の方向性を改めて決定することができます。
問4	答え 控訴	地方裁判所や簡易裁判所で行われた第一審の判決に対し、所定の期間内に高等裁判所へ申し立てを行います。これにより、裁判官の交代を含めた多角的な審理が期待されます。
問5	答え 良識の府	専門知識を持った議員が多く、法案に対して慎重で長期間の審議を行う姿勢から「良識の府」と呼ばれます。常任委員会などの制度を通じて、各分野の専門的な意見が取り入れられ、法案の質を高める努力がなされています。
問6	答え 司法権の独立	裁判官は、憲法と法律にのみ従い、自身の良心に従って独立してその職権を行使します。行政や国会からの干渉を受けないことで、国民の権利を守り、法による公正な紛争解決を可能にします。
問7	答え 内閣大臣	内閣総理大臣によって任命され、閣議に参加して政府の方針を決定します。過半数は国会議員でなければならないと定められており、民主的な統制を受けています。各大臣はそれぞれ担当する省庁を率いて政策を実行します。
問8	答え 助言と承認	日本国憲法第3条により、天皇が行う国事行為（法律の公布や国会の招集など）には、内閣の助言と承認が必要とされています。これにより、天皇の行為に対する責任は内閣が負うこととなります。
問9	答え 三審制	第一審、控訴審（第二審）、上告審（第三審）の3段階で審理が行われます。これにより、下級裁判所の判決に誤りがある場合でも、上級裁判所で正すことができます。特に、重大な人権侵害や事実誤認を防ぐための重要な手続きです。
問10	答え 衆議院議員総選挙	国民審査は、最高裁判所の裁判官が任命された後、初めて行われる衆議院議員総選挙の際に投票が行われます。その後10年経過するごとに同様の審査が行われます。
問11	答え 内閣不信任決議	衆議院のみが持つ権限で、内閣の運営が不適切であると判断された際に可決されます。可決された場合、内閣は10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければなりません。これにより国会は内閣をコントロールし、政治の責任を明確にする役割を果たしています。
問12	答え 内閣	内閣は内閣総理大臣と内閣大臣で構成され、法律の執行や予算の作成、外交関係の処理を行います。大臣たちは個別の省庁を担当しますが、組織としては「内閣」として一体となって国会に対し責任を負う必要があります。
問13	答え 緊急集会	緊急集会は、衆議院が解散されている期間中に、国に緊急の必要がある場合に限り召集される会議です。内閣の要求により参議院のみで開催されます。そこで採られた措置は、次の国会が召集された後、10日以内に衆議院の同意を得なければ、将来に向かって効力を失うという暫定的な性格を持っています。
問14	答え 公布	公布とは、国会で議決され内閣が受け取った法律を、国民に対して「このような法ができた」と公的に知らせることです。日本国憲法では天皇が国事行為としてこれを行います。予算は国の活動方針であり法律とは性質が異なるため、この公布という手続きを経ることなく、国会での議決をもって成立となります。
問15	答え 推定無罪	「推定無罪」は、刑事裁判の根幹をなす原則です。検察側が犯罪の事実を立証できない限り、被告人は有罪とはなりません。また、弁護人をつけて防御する権利も保障されており、国家権力による不当な処罰から市民を守っています。
問16	答え 憲法違反	最高裁判所への上告は、事実の認定を争うものではなく、法律の解釈や適用の誤りを正すためのものです。特に、判決が憲法の規定に反している「憲法違反」や、過去の重要な裁判の判断（判例）に違反していることが、上告の主要な理由となります。
問17	答え 衆議院の優越	衆議院の優越とは、憲法で定められた衆議院が持つ強い権限です。予算の議決において両院が不一致の場合、両院協議会を経ても結論が出なければ、衆議院の議決が国会の議決となります。また、内閣総理大臣の指名や条約の承認についても同様の優越が認められています。衆議院の方が任期が短く、解散もあるため、国民の意見の変化に敏感であるという点が根拠となっています。
問18	答え 控訴	控訴は、第一審の裁判所が下した判決に対して行われ、主に高等裁判所が第二審として審理を行います。事実関係に誤りがないかや、法律の適用が正しいかどうかを改めてチェックされます。
問19	答え 法律審	第一審や第二審とは異なり、証拠の再検討（事実審）は行わず、憲法違反や判例の誤りがないかのみを審査します。これを法律審と呼びます。